

被扶養者取消申告書（普通認定） 添付書類一覧

被扶養者の収入基準額は年額130万円未満ですが、①②の場合は収入基準額が異なります。

①19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の場合は、年額150万円未満。

（①の年齢は所得税法の取扱いに合わせて、その年の12月31日時点の年齢で判定します。）

②60歳以上の者又は障害年金の受給を受けている者は、年額180万円未満。

事由	添付書類	提出先
全員該当 ※マイナ保険証を保有しており、資格確認書が発行されていない場合は、「被扶養者取消申告書 資格確認書等添付欄」の「 ☐ 資格確認書が発行されていないため、添付はありません」にチェックをいれてください。	○事実発生年月日が令和7年12月1日以前の場合、取消対象者の被扶養者証（原本） ○資格確認書等が発行されている場合、取消対象者の資格確認書（原本） （発行されている場合、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証）	共済
事由	添付書類	提出先
就労したとき （年間収入推計額が130万円以上） ①の場合は150万円以上 ②の場合は180万円以上	○次の書類のうちいずれか1つ ※内定通知書は不可 ・労働条件通知書（写） ・採用辞令（写） ・就職証明書（共済様式3－1号） ※保険加入日と就労日が同一の場合のみ ・新たに発行された資格確認書等（写）	所属
就労し、年間収入推計額が130万円未満であるが、他の健康保険に加入したとき ①の場合は150万円以上 ②の場合は180万円以上	○新たに発行された資格確認書等（写）	
パート、アルバイト等の給与収入が増加したとき（月額限度額108,334円以上）（雇用条件の変更なし）（※） ①の場合は125,000円以上 ②の場合は150,000円以上	○次の書類のうちいずれか1つ ・直近3か月の給与明細（写） ・雇用契約・給与支払（支払見込）証明書 （共済様式2－4号）	
雇用条件の変更により給与収入が増加したとき（働いている途中で、賃金単価が上がった、所定労働時間が増えた等）（※）	○直近3か月の給与明細（写） ○変更後の労働条件通知書（写）	

事由	添付書類	提出先
雇用保険法に基づく失業給付を受給したとき(日額3,612円以上) (※) ①の場合は4,167円以上 ②の場合は5,000円以上	○雇用保険受給者証(両面の写) ※受給開始日の印字があるもの	所属
年金等の新規受給や額の改定 (年間収入推計額が130万円以上) ①の場合は150万円以上 ②の場合は180万円以上	○年金裁定(改定)通知書(写) ○通知書を受け取った日の申立書 (任意様式)	
死亡したとき(※)	○次の書類のうちいずれか一つ ・火葬(埋葬)許可証(写) ・死亡診断書(写) ・戸(除)籍抄本 ・住民票除票	
結婚したとき	○戸(除)籍抄本	
離婚したとき(※)	○戸(除)籍抄本	
農業、事業、不動産の収入が増加(限度額を超過)したとき(※)	○確定申告書控(写) ○収支内訳書控(写) ○不動産等の賃貸、委託契約書(写) ※不動産収入がある場合 ○その他収入がわかるもの(あれば)	
扶養者の変更 他の者が当該被扶養者について扶養手当等を受給したとき	○扶養手当認定簿(写)	所属 共済
扶養者の変更 ※夫婦共同扶養の場合で、夫婦の収入逆転等により組合員の被扶養者取消しを行う場合	○配偶者側で発行された資格確認書等(写)	

事由	添付書類	提出先
組合員以外の健康保険の被扶養者になったとき	○新たに発行された資格確認書等（写）	所属
同居を認定要件とする者（配偶者、子、実父母、養父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外の者）が組合員と別居したとき	○別居した者の住民票抄本	
日本国内に住民票を有しなくなったとき（※）	○住民票抄本（写）	
国内居住要件の例外に該当しなくなったとき（※）	○国内居住の例外に該当しなくなった状況と 事実発生日を記載した申立書（任意様式）	
65歳以上75歳未満で一定の障害があるとして後期高齢者医療広域連合に認定されたとき	○新たに発行された資格確認書等（写）	
扶養しなくなったとき（上記のいずれにも該当しない場合）（※）	○扶養しなくなった状況と事実発生日を 記載した申立書（任意様式）	
（※）上記に加えて必要	添付書類	提出先
（※）の事由の対象者が20歳以上60歳未満の配偶者のとき	○国民年金第3号被保険者関係届 （共済様式2－6号）	共済

被扶養者取消申告書（特別認定） 添付書類一覧

被扶養者の収入基準額は年額130万円未満ですが、①②の場合は収入基準額が異なります。

①19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の場合は、年額150万円未満。

（①の年齢は所得税法の取扱いに合わせて、その年の12月31日時点の年齢で判定します。）

②60歳以上の者又は障害年金の受給を受けている者は、年額180万円未満。

事由	添付書類	提出先
全員該当 ※マイナ保険証を保有しており、資格確認書が発行されていない場合は、「被扶養者取消申告書 資格確認書等添付欄」の「☐資格確認書が発行されていないため、添付はありません」にチェックをいれてください。	○事実発生年月日が令和7年12月1日以前の場合、取消対象者の被扶養者証（原本） ○資格確認書等が発行されている場合、取消対象者の資格確認書（原本） （発行されている場合、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証）	新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済
事由	添付書類	提出先
就労したとき （年間収入推計額が130万円以上） ①の場合は150万円以上 ②の場合は180万円以上	○次の書類のうちいずれか1つ ※内定通知書は不可 ・労働条件通知書（写） ・採用辞令（写） ・就職証明書（共済様式3－1号） ※就労日と保険加入日が同一の場合のみ ・新たに発行された資格確認書等（写）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
就労し、年間収入推計額が130万円未満であるが、他の健康保険に加入したとき ①の場合は150万円以上 ②の場合は180万円以上	○新たに発行された資格確認書等（写）	
パート、アルバイト等の給与収入が増加したとき（月額限度額108,334円以上） （雇用条件の変更なし）（※） ①の場合は125,000円以上 ②の場合は150,000円以上	○次の書類のうちいずれか1つ ・直近3か月の給与明細（写） ・雇用契約・給与支払（支払見込）証明書（共済様式2－4号）	

事由	添付書類	提出先
雇用条件の変更により給与収入が増加したとき（働いている途中で、賃金単価が上がった、所定労働時間が増えた等）（※）	○直近3か月の給与明細（写） ○変更後の労働条件通知書（写）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
雇用保険法に基づく失業給付を受給したとき（日額3,612円以上）（※） ①の場合は4,167円以上 ②の場合は5,000円以上	○雇用保険受給者証（両面の写） ※受給開始日の印字があるもの	
年金等の新規受給や額の改定（年間収入推計額が130万円以上） ①の場合は150万円以上 ②の場合は180万円以上	○年金裁定（改定）通知書（写） ○通知書を受け取った日の申立書（任意様式）	
死亡したとき（※）	○次の書類のうちいずれか一つ ・火葬（埋葬）許可証（写） ・死亡診断書（写） ・戸（除）籍抄本 ・住民票除票	
結婚したとき	○戸（除）籍抄本	
離婚したとき（※）	○戸（除）籍抄本	
農業、事業、不動産の収入が増加（限度額を超過）したとき（※）	○確定申告書控（写） ○収支内訳書控（写） ○不動産等の賃貸、委託契約書（写） ※不動産収入がある場合 ○その他収入がわかるもの（あれば）	
扶養者の変更 他の者が当該被扶養者について扶養手当等を受給したとき	○扶養手当認定簿（写）	*注：（新潟市教育委員会又は教育事務所経由で） 共済にも提出
扶養者の変更 ※夫婦共同扶養の場合で、夫婦の収入逆転等により組合員の被扶養者取消しを行う場合	○配偶者側で発行された資格確認書等（写）*注	

事由	添付書類	提出先
組合員以外の健康保険の被扶養者になったとき	○新たに発行された資格確認書等（写）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
同居を認定要件とする者（配偶者、子、実父母、養父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外の者）が別居したとき	○別居した者の住民票抄本	
日本国内に住民票を有しなくなったとき（※）	○住民票抄本（写）	
国内居住要件の例外に該当しなくなったとき（※）	○国内居住の例外に該当しなくなった状況と 事実発生日を記載した申立書（任意様式）	
65歳以上75歳未満で一定の障害があるとして後期高齢者医療広域連合に認定されたとき	○新たに発行された資格確認書等（写）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
扶養しなくなったとき（上記のいずれにも該当しない場合）（※）	○扶養しなくなった状況と事実発生日を記載した申立書（任意様式）	
（※）上記に加えて必要	添付書類	提出先
（※）の事由の対象者が20歳以上60歳未満の配偶者のとき	○国民年金第3号被保険者関係届 （共済様式2－6号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済